



2025 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社テノ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 池内 比呂子
(コード番号：7037 東証スタンダード・福証)
問合せ先 取締役管理本部長 岡 田 基 司
(TEL. 092-263-3550)

当社連結子会社の運営施設における不適切な保育事案についての
ご報告とお詫びに関するお知らせ（第二報）

2025 年 7 月 8 日付「当社連結子会社の運営施設における不適切な保育事案についてのご報告とお詫びに関するお知らせ」を公表いたしました詳細につきまして、下記のとおりご報告いたします。

まずは、本件により不適切な保育を受けた園児をはじめ、同じ環境にいた園児とその保護者、ほっぺるランド佃（以下、「当該施設」といいます。）をご利用中のすべての園児と保護者ならびに関係者の皆さま、当社のすべてのステークホルダーの皆さまに対して、多大なるご不安とご不快な思いをおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

そして、本日の公表となったことは、事実関係の確認を行いつつ、被害にあわれたご家庭や関係者の皆さまへの説明などを丁寧に進めていたものであり、公表までにお時間を頂戴したことにつきましても重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 本件の概要・経緯

2025 年 6 月下旬、当該施設に勤務していた元職員による不適切な保育事案が発覚し、直ちに東京都中央区役所（以下、「中央区」といいます。）に報告をいたしました。概要、経緯については以下のとおりです。

(1)施設名 ほっぺるランド佃（所在地：東京都中央区佃 1-11-8）

(2)本件の発生日時

①令和 7 年 6 月 17 日 午前 11 時頃

②令和 7 年 6 月 26 日 午後 2 時頃

(3)加害職員

保育士 A

(4)被害者

園児 C、園児 D

(5)本件の発覚経緯

本件は、上記(2)本件の発生日時の②から発覚いたしましたので、②の発覚経緯から記載しております。

6月26日（木）に発生した不適切保育について

- ・休憩終わりの保育士Aが保育室に入室
- ・代わりに休憩に入った職員（以下、「保育士B」といいます。）が、忘れ物をとりに保育室に入室した際、園児Cの背中を殴打する保育士Aを目撃
- ・保育士Aが園児Cを殴打していた旨、保育士Bより報告を受けた園長が保育室へ向かい、園児Cを別室へ移動
- ・保育記録カメラの映像で、園児を殴打したことが確認されたので、保育士Aに聞き取りを実施したところ殴打した事実を認めた
- ・保護者のお迎えの際に、保育士Aと園長が本件の経緯説明と謝罪
- ・園長から（株）テクノ・コーポレーションの東京本部（以下、「本部」といいます。）が報告を受け、本部職員が園へ急行し、状況の把握・カメラ映像を確認
- ・殴打の事実を把握したうえで、保育士Aに対し、自宅謹慎命令を即時に発令
- ・同日夜、本部より園児Cの保護者に謝罪
- ・6月27日（金）園長から本件について第一報を中央区へ報告

6月17日（火）に発生した不適切保育について

- ・6月27日（金）保育士Aの過去の出勤日における、現存するカメラ映像を確認したところ以下の事実を確認
- ・6月17日（火）の給食前、園児の着替え対応中、ほかの保育士が給食配膳のため一時その場を離れた際に、保育士Aが園児Dに対し、右脇腹を殴打している場面を確認
- ・6月27日（金）夜、園児Dの保護者へ連絡し謝罪

その他について

- ・残りのカメラ映像も確認し、上記以外においては不適切保育がなかったことを確認
- ・6月26日ならびに17日の不適切な保育内容について、6月27日に中央区へ改めて報告
- ・6月30日に中央区へ事故報告書を提出（同日中央区より東京都へ提出済み）
- ・7月11日と7月12日の2日間、該当施設において保護者会を開催

2. 本件の発生に至った要因

本件は、運営管理フォロー体制が十分に機能していなかったことに加え、以下の内容が起因していると考えております。

- （1）保育記録カメラは設置していたが、保育室において他の保育者の目が届かない「死角」が生じる時間帯や空間があったほか、カメラの視認性に限界があった。
- （2）保育ローテーションにゆとりがなく、ストレスを受けやすい職場となっていた。
- （3）子どもの人権に関する研修が実施されていたものの、内容の定着が不十分であった。
- （4）職員の体調不調があった場合、勤務継続の可否を個人の判断に委ねる対応であった。

3. 主な再発防止策とフォローアップについて

現在、中央区と連携し、被害にあわれた園児とその保護者の心のケアを進めるとともに、本件を真摯に受け止め、かつ、不適切保育がどういった場合においても起きうるということを再度十分に認識したうえで、以下の再発防止策とフォローアップを実施しております。

（1）保育環境の再確認

- ・保育室にて互いに目の届く距離での保育士の複数配置の徹底
- ・保育士への定期的なアンケート調査を継続することによる、現場課題の早期発見・改善
- ・園児の身体状況記録方法の見直し

（2）ストレスの受けやすい職場の改善

- ・ゆとりのある保育ローテーションの確立
- ・職員の健康状態の可視化
- ・運営施設間・本部職員による巡回フォロー強化
- ・職員へのメンタルヘルスケア強化

(3)職員研修の強化

- ・危機管理の専門家による外部研修の実施
- ・本社教育部門による定期研修とフォローアップ
- ・研修後の理解度確認を含めた定着支援

(4)園利用者に対するフォローアップについて

- ・専門カウンセラーの配置
- ・オンライン・匿名相談窓口の拡充

4. 加害職員への処分

当社グループのリスク・コンプライアンス委員会による報告を受け、懲罰委員会において審議を行い、保育士Aに対し「懲戒解雇」の処分を実施いたしました。

5. 今後の対応

現在もリスク・コンプライアンス委員会の主導のもと、本件に関する事実確認および原因分析を継続しており、再発防止策のさらなる強化に取り組んでまいります。また、今回の事案は極めて重大であると認識しており、その教訓を一過性のものとせず、すべての園児が健やかに過ごせる保育環境の実現に向け、組織全体で改善を進め、皆さまの信頼を回復できるよう、全力を尽くして取り組む所存です。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社テノ・ホールディングス

IR 担当 : ir@teno-holdings.com

電話 : 092-263-3550